

充当割合 全額 政務活動に使用した。

充当額 日本経済新聞 3月分 4,277円

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

経費区分	事務所費
1. 雑費	1. 雑費
2. 印刷費	2. 印刷費
3. 光熱費	3. 光熱費
4. 雑損	4. 雑損
5. 雑収	5. 雑収
6. 雑損	6. 雑損
7. 雑収	7. 雑収
8. 雑損	8. 雑損
9. 雑収	9. 雑収
10. 雑損	10. 雑損
11. 雑収	11. 雑収
12. 雑損	12. 雑損
13. 雑収	13. 雑収
14. 雑損	14. 雑損
15. 雑収	15. 雑収
16. 雑損	16. 雑損
17. 雑収	17. 雑収
18. 雑損	18. 雑損
19. 雑収	19. 雑収
20. 雑損	20. 雑損
21. 雑収	21. 雑収
22. 雑損	22. 雑損
23. 雑収	23. 雑収
24. 雑損	24. 雑損
25. 雑収	25. 雑収
26. 雑損	26. 雑損
27. 雑収	27. 雑収
28. 雑損	28. 雑損
29. 雑収	29. 雑収
30. 雑損	30. 雑損
31. 雑収	31. 雑収
32. 雑損	32. 雑損
33. 雑収	33. 雑収
34. 雑損	34. 雑損
35. 雑収	35. 雑収
36. 雑損	36. 雑損
37. 雑収	37. 雑収
38. 雑損	38. 雑損
39. 雑収	39. 雑収
40. 雑損	40. 雑損
41. 雑収	41. 雑収
42. 雑損	42. 雑損
43. 雑収	43. 雑収
44. 雑損	44. 雑損
45. 雑収	45. 雑収
46. 雑損	46. 雑損
47. 雑収	47. 雑収
48. 雑損	48. 雑損
49. 雑収	49. 雑収
50. 雑損	50. 雑損
51. 雑収	51. 雑収
52. 雑損	52. 雑損
53. 雑収	53. 雑収
54. 雑損	54. 雑損
55. 雑収	55. 雑収
56. 雑損	56. 雑損
57. 雑収	57. 雑収
58. 雑損	58. 雑損
59. 雑収	59. 雑収
60. 雑損	60. 雑損
61. 雑収	61. 雑収
62. 雑損	62. 雑損
63. 雑収	63. 雑収
64. 雑損	64. 雑損
65. 雑収	65. 雑収
66. 雑損	66. 雑損
67. 雑収	67. 雑収
68. 雑損	68. 雑損
69. 雑収	69. 雑収
70. 雑損	70. 雑損
71. 雑収	71. 雑収
72. 雑損	72. 雑損
73. 雑収	73. 雑収
74. 雑損	74. 雑損
75. 雑収	75. 雑収
76. 雑損	76. 雑損
77. 雑収	77. 雑収
78. 雑損	78. 雑損
79. 雑収	79. 雑収
80. 雑損	80. 雑損
81. 雑収	81. 雑収
82. 雑損	82. 雑損
83. 雑収	83. 雑収
84. 雑損	84. 雑損
85. 雑収	85. 雑収
86. 雑損	86. 雑損
87. 雑収	87. 雑収
88. 雑損	88. 雑損
89. 雑収	89. 雑収
90. 雑損	90. 雑損
91. 雑収	91. 雑収
92. 雑損	92. 雑損
93. 雑収	93. 雑収
94. 雑損	94. 雑損
95. 雑収	95. 雑収
96. 雑損	96. 雑損
97. 雑収	97. 雑収
98. 雑損	98. 雑損
99. 雑収	99. 雑収
100. 雑損	100. 雑損
101. 雑収	101. 雑収
102. 雑損	102. 雑損
103. 雑収	103. 雑収
104. 雑損	104. 雑損
105. 雑収	105. 雑収
106. 雑損	106. 雑損
107. 雑収	107. 雑収
108. 雑損	108. 雑損
109. 雑収	109. 雑収
110. 雑損	110. 雑損
111. 雑収	111. 雑収
112. 雑損	112. 雑損
113. 雑収	113. 雑収
114. 雑損	114. 雑損
115. 雑収	115. 雑収
116. 雑損	116. 雑損
117. 雑収	117. 雑収
118. 雑損	118. 雑損
119. 雑収	119. 雑収
120. 雑損	120. 雑損
121. 雑収	121. 雑収
122. 雑損	122. 雑損
123. 雑収	123. 雑収
124. 雑損	124. 雑損
125. 雑収	125. 雑収
126. 雑損	126. 雑損
127. 雑収	127. 雑収
128. 雑損	128. 雑損
129. 雑収	129. 雑収
130. 雑損</	

[illegible]

事務所費充当状況申告票

議員名

当山 勝利

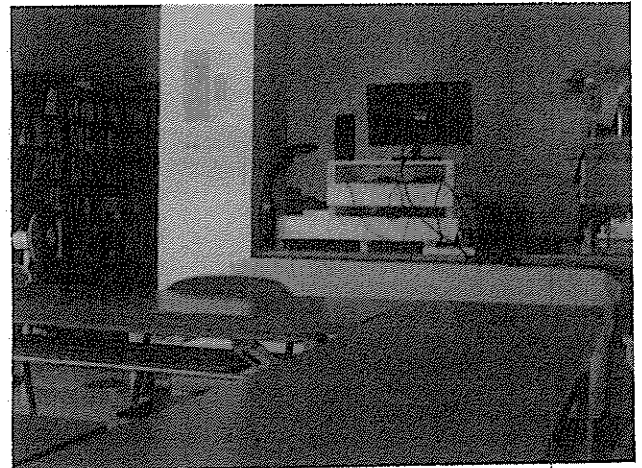
1. 事務所の状況

住所	浦添市大平1-34-5 コーポMS101
----	----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動だけに使用しているため、全額充当する。また、家賃については、1128.8月より8万円に変更となった。
 2025年6月21日～7月20日の30日間、2026年1月25日～2月^{8日}の15日間合計45日間後援会活動に使用した。

(関係経費)

家賃(月額)	80,000 円
その他	共益費 1,000 円 事務手数料 100 円

(充当額)

家賃(月額)	80,000 円
その他	共益費 1,000 円 事務手数料 100 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

当山 勝利



統一様式－②

事務所概要申告票

議員名 当山 勝利

1. 物件の所在

住所	浦添市大平1-34-5 コーポMS101	
電話番号	879-4677	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

当山 勝利 

賃借人 氏名  

住所 

貸室賃貸借契約書

自 平成 27 年 12 月 10 日
期間
至 平成 28 年 12 月 9 日

賃貸人

賃借人 様

賃貸借契約書（店舗・事務所）

賃貸人（甲） と、賃借人（乙）当山勝利との間に、次の条項を双方承諾の上、賃貸借契約を締結した。よってその証として、本契約書を式通作成し、記名・押印の上、各自壹通を所持する。

第1条（目的）

甲は、下記の要目物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

乙は、下記の賃借物件を自己の営む企業の事務所のみに使用し、その他の目的には、使用してはならないものとする。

物件の表示

名称	コ　　ー　　ポ　　M　　・　　S
所在地	沖縄県浦添市大平1丁目34番5号
構造	(RC)RCB・木・(　　)造 地下一階 地上3階建 101号室

第2条（期間及更新）

本契約期間は、平成27年12月10日から平成28年12月9日までの壹年間とする。但し、契約期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、連帯保証人又はその一方から何等申し出がないときは、この契約は同一条件でさらに1年間自動更新するものとし、その後も同様とする。尚、契約更新の最低条件として、前月の賃料等が完納していることを更新の最低条件とする。

第3条（家賃及び共益費）

貸室の賃料は1ヶ月金90,000円也、共用部分の維持管理費に要する諸費用の共益費として、1ヶ月金1,000円也、衛生費として、1ヶ月金0円也、合計賃料金91,000円也を毎月27日までに翌月分を、口座引き落とし若しくは、甲の指定する方法で支払うものとする。尚、口座引落とし手数料及び振込み手数料は乙の負担とする。又、1ヶ月未満の賃料は日割り計算（1ヶ月を30日とした計算）とする。但し、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の賃料との比較などにより、不当となったときは契約期間であっても甲、乙協議の上賃料の増減をすることができる。

第4条（敷金）

乙は、敷金として金90,000円也を本契約締結時に甲に預け入れ、礼金として金90,000円也を支払う。但し、敷金は無利息とする。

一、乙は、契約期間中に敷金を以て賃料に充当することはできないものとする。

- 二、乙は、敷金に関する債務を第三者に譲渡、又は債務の担保に用に供してはならない。
- 三、甲は、乙の債務不履行や、甲が受けた損害金、その他乙の負担金を敷金から充当することができる。

第5条(敷金の返還)

甲は、本契約が終了し本物件の明け渡しを受けた後、乙が本賃貸借に関する一切の債務を精算した後、次の各号に従い敷金を精算する。

- 一、敷金の返還は、乙の都合により契約期間以内に解約をする場合は、違約金として敷金の 100 %を差し引く。(敷金の返還は御座いません)
- 二、契約期間が満了して本契約が終了する場合は、償却として 0 %を差し引く。
- 三、返還する敷金より、清掃費用を差し引く。又、破損及び補修の必要が有る場合は、賠償責任として、その費用も差し引く。尚、これらの債務に不足が有れば、実費負担とする。
- 四、敷金の返還時期は、乙が物件を明け渡した後、1ヶ月以内とする。

第6条(建物付属設備等の設置)

乙は、本物件に模様替え・看板等の掲示・冷暖房機取り付け・その他全て現状変更をする工事を行う時は、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。

第7条(通知義務並びに所有権放棄)

乙は、本件貸室を1ヶ月以上留守にする場合にはその旨、甲に対し必ず通知をしなければならない。これに違反し無断で1ヶ月以上留守にし、何等の通知もない場合、甲は本契約を解除することができる。その際、家具等の残置物は一切放棄したものとみなし甲においてこれらを処分しても乙は一切異議の申し立てができないものとする。

第8条(毀損等による賠償責任)

乙又はその使用人及び乙に関わる者が、故意又は過失により、本件貸室及びその付属物並びに共用部分を、毀損又は滅失した時は、乙は甲に対し直ちにその旨を通知し、この回復に要する損害を賠償しなければならない。(入居中、退去中とも同様)

第9条(公共料金)

電気・水道・ガス・衛生費は乙の負担とする。

尚、本契約期間満了後あるいは契約解除による明け渡し後も、乙が入居あるいは使用をしている場合は、上記費用は当然乙の負担となる。

第 10 条（賃借権の譲渡・転貸、同居等の禁止・禁止行為）

- 一、乙は、本件貸室に関わる賃借権の譲渡・転貸その他本契約書に基づく一切の権利を第三者に譲渡、又は担保の用に供してはならない。
- 二、乙は、営業譲渡、合併その他の形式によって本契約に基づく一切の権利を乙以外の者に包括的に継承してはならない。
- 三、乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本件貸室内に他人を同居させ、又は乙以外の在室名義を表示し、若しくは乙以外の名義で電話・ファクシミリその他専用回線を引き込んでではない。
- 四、本件貸室並びに本物件に対する損傷行為をしてはならない。
- 五、犬、猫、その他近隣に迷惑を及ぼす動物の飼育（預りも含む）並びに餌を与える行為。
- 六、火災誘発原因の恐れのある物品の持込行為。
- 七、大声、音楽、ラジオ、ステレオ、テレビ等の過音量。
- 八、宗教、賭博、売春、騒擾行為等公安秩序に関する違反行為。
- 九、その他上記に関連する迷惑行為一切。

第 11 条（契約の解除）

- 一、不正な行為によって入居した場合。
- 二、1ヶ月以上にわたり、家賃等の延滞をした場合。
- 三、家賃等の支払いをしばしば遅延し、本契約における信頼関係を著しく害すると甲が判断した場合。
- 四、本件貸室並びに本物件に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物を掲示、若しくは、搬入した場合。
- 五、乙又はその使用人及び乙に関わる者が、反社会的と認められる団体（暴力団、過激な政治活動集団）との関係者であり、かつ近隣住者の平穏を害する恐れのある行為があった場合。又甲及び近隣に迷惑となる行為をした場合。
- 六、無断で本件貸室から退去した場合。又は、正当な事由なく1ヶ月以上本物件を使用しない又は、全居不在の場合。
- 七、事業所の解散、破産、和議、会社更生、若しくは強制執行がなされた場合。
- 八、本契約書第 6 条・第 7 条・第 8 条・第 10 条・第 16 条・第 21 条・特約条項の 4 に違反又は該当した場合。

第 12 条（解約の事前通知）

乙は、甲に対して書面により 1 ヶ月以上の予告期間を定めて、本契約の解約を申し入れる事ができる。この場合、予告期間満了と同時に契約は終了する。但し、乙は予告に替え、1 ヶ月分の家賃相当額を甲に支払って、即時に解約する事ができる。

又、甲に正当な事由がある場合は、6ヶ月以前の書面による通知をもって解約する事ができる。尚、その場合において、甲は乙よりお預かりしている敷金を全額返還する。
(乙に債務の不履行がない場合に限る)

第13条 (不法占拠による賠償金)

乙は、前条による契約解除後の本貸室を明け渡さず契約期間満了後も引き続き不法占拠する場合は、契約解除の翌日より賃料等を起算し、現実に明け渡すまでの不法占拠期間につき、賃借料(賃料等)相当の2倍の賠償金を甲に支払わなくてはならない。

第14条 (明け渡し)

本契約終了と同時に、乙は次の通りに従って、本貸室を明け渡すものとする。

- 一、 乙は、退去に伴う賃料や、電気・水道・ガス料金の代金精算手続きと、鍵の返還を速やかに行うものとする。
- 二、 乙は、乙の費用により新設、付加した諸造作、設備、及び乙の所有物を、乙の費用を以って撤去し、また本貸室を原状に復し、甲に明け渡し、その費用は全額乙の負担とする。
- 三、 乙が、賃借物件を原状に復さない時は、甲が自ら諸造作、設備等を撤去、あるいは原状回復した場合には、その費用は乙の負担とする。
- 四、 乙が、本貸室を明け渡した後に、残置した乙の所有物がある場合は、乙がその所有権を放棄したとみなして、甲は任意にこれを処分する事ができる。
- 五、 乙は、明け渡しに際し、その事由、各項目の如何に関わらず、移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をする事はできないものとする。

第15条 (連帯保証人・連帯責任)

連帯保証人は本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係わる一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

- 一、 乙が行方不明等により、連絡が取れない場合は、連帯保証人に全てを一任したとみなし、甲は連帯保証人と共に全ての処置を行う。
- 二、 乙は連帯保証人が死亡又は他に転住した時は、新たな保証人を定め甲に届け、承諾を得なければならない。
- 三、 連帯保証人は、この契約の更新後も書面による解約の申し出がない限りは引き続き甲に対して連帯保証人の責務を負うものとする。

第16条 (強制執行)

甲及び乙並びに連帯保証人は、本契約による金銭債務の履行を怠った場合や、賃借物件不履行の場合には、直ちに強制執行をうけても異議のない旨を承諾した。

第 17 条 (紛争処理)

本契約について、甲・乙双方は、紛争の発生を避けるように務めなければならない。
尚、紛争が発生した時の訴訟は、甲の所在管轄の裁判所にて行うものとする。

第 18 条 (善管注意義務)

乙は、本貸室並びに要目表記載の建物（以下「建物」という。）の室内・玄関・階段・
駐車場・トイレ・その他の共用使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するも
のとする。

第 19 条 (守秘義務及び個人情報の保護)

甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の個人情報等を正当な理由なく漏らしたり、
又は盗用してはならないものとする。但し、次に揚げられる場合は、その限りではな
いものとする。

- 一、 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得るこ
とが困難な場合。
- 二、 国の機関若しくは地方公共団体又は委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するこ
とに対して協力をする必要があつて、個人の同意を得る事により当該事務の遂行に障
害を及ぼす恐れがある場合。
- 三、 法令に基づく場合。

第 20 条 (信用機関への登録と利用)

乙及び連帯保証人は、本契約の取引事実が甲の指定する信用情報機関に登録され、当
該機関及びその提携する信用情報機関により利用させることに予め同意したものとな
る。

第 21 条 (抵当権の設定)

乙は、本物件に（根）抵当権が設定されていること、当該（根）抵当権に基づく不動
産競売がなされて、所有権移転後は 6 ヶ月以内に本物件から退去しなければならない
こと、退去迄の間は買受人に賃料相当額を支払わなければならない事を確認した。

- 二、 乙は、本物件が（根）抵当権に基づく不動産競売により競落され乙が本物件の買受人
に対し、本契約に基づく賃借権を対抗できない場合でも、甲に対して損害賠償請求は
できないものとする。

第 22 条 (賃借人の損害保険加入義務)

乙は、入居時及び本契約が存続中は、乙の責任において、借家人賠償責任約款付家財
保険に加入しなければならないものとする。

第 23 条 (立入点検)

甲又はその代理人は、建物の保全、消火、防犯、衛生、雨漏り、救護等に関し、必要のある場合は、本貸室内に立ち入り、必要な点検措置を講ずる事ができる。この場合乙は甲の措置に協力しなければならない。

第 24 条 (遅延損害金)

乙は、支払い期日までに賃料の全部、又は一部の支払いを遅延したときは、遅延金に対し年 14.6%の遅延損害を家賃と共に支払わなくてはならない。

<特約条項>

- 1、乙は、賃貸借が終了した時は、甲の承諾の有無に関わらず、甲又は第三者に対し設備や造作の買い取り請求並びに売買は出来ないものとする。
- 2、全てのゴミは定めた日の朝に指定した場所に出すものとし、入居・退去の際に出たゴミも同様とする。
- 3、乙は退去時（明け渡し時）に貸室内外において自然損耗以外による壁・床の破損・穴空き及び、その他補修の必要がある場合はその費用を支払わなくてはならないものとする。又、乙は退去時（明け渡し時）に、清掃費用 60,000 円を甲に支払って明け渡すものとする。
- 4、暴力団関係と判明した時、又それに関係する団体と行為があった時、本物件内外問わずその表示を行った時、又は警察当局の介入があった時などいずれに該当した時は、甲は何等催告を要せず、本契約を解除する事ができる。
- 5、万が一賃料を遅延した場合で、7 日を経過した後、保証会社による代弁済（立替）手続きが行なわれても一切異議の申し立ては出来ないものとする。
- 6、乙は、保証会社より賃料の弁済を受けた場合、賃料と別に保証会社へ対して弁済手数料を支払わなくてはならない。
- 7、本物件の駐車料金は 0 円とし、原則として 2 台が可能とする。尚、本物件の敷地内には駐輪場等のスペースはないものとし、バイク・自転車の駐車は出来ないものとする。

事務所費

この条約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当時者記名捺印の上
甲乙各1通宛を保有する。

平成 27 年 11 月 27 日

甲（賃貸人） 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 印
電 話 [REDACTED]

乙（賃借人） 住 所 浦添市 [REDACTED]
氏 名 当山 勝利
電 話 [REDACTED]

連帯保証人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 印
電 話 [REDACTED]

連帯保証人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 印
電 話 [REDACTED]

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事(8) 第1716号

住 所 〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖2-16-15

名 称 う る ま 不 動 産

代 表 者 萩 原 啓 史

取引主任者 [REDACTED]

TEL 098 (876) 5553

経費区分(事務所費)

アパート名 コーポMS
室 番 101

領 収 証

令和
平成 8 年 4 月 16 日

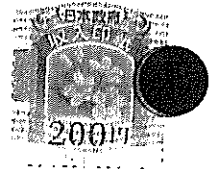
当 山 勝 利 様

	百万	拾万	万	千	百	拾	千
金 額	¥	9	7	3	2	0	0

但し、R7年4月～R8.3月分家賃として
上記の金額正に領収致しました

内 訳

R7.4月～ R8.3月 月分家賃	960,000円	日分
月分水道料	円	日分
R7.4月～ R8.3月 月分共益費	12,000円	日分
月分衛生費	円	日分
月分駐車料金	円	日分
敷金 ヶ月	円	
礼金 ヶ月	円	
仲介手数料	円	
火災保険料	円	
保証協会料	円	
R7.4月～ R8.3月 事務手数料	1,200円	
合 計	¥973,200	



うるま市

〒901-2132 浦添市伊祖
TEL (098) 876-1720
FAX (098) 876-1720

確 担	認 当	チャエツク	レシート
-----	-----	-------	------

家賃、共益費、事務手数料

充当割合 320 / 365

(2025年 6月21日～7月20日の30日間、

2026年 1月25日～2月8日の15日間、

合計 45日間 後援会活動に使用した。

320日間は政務活動に使用した。)

充当額 853,215円

経費区分(事務所費)

アパート名 コ-ポMS
室 番 101

領 収 証

令和 平成 8 年 4 月 16 日

当 山 勝 利 様

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			¥	2	3	7	24

但し、R7年7・9・11月、R8年1・3月分水道料金として
上記の金額正に領収致しました

内 訳

月 分 家 賃	円	日分
月 分 水 道 料	円	日分
月 分 共 益 費	円	日分
月 分 衛 生 費	円	日分
月 分 駐 車 料 金	円	日分
敷 金 ヶ 月	円	
礼 金 ヶ 月	円	
仲 介 手 数 料	円	
火 災 保 険 料	円	
保 証 協 会 料	円	

収入印紙

うるま不

〒901-2132 浦添市伊祖
TEL (098) 87
FAX (098) 876-1720

確 担	チ	エ	ツ	ク	ロ	ン	グ	ラ	フ	タ
認 当										

水道料金

充当割合は以下のとおり

- 4.5月 4,144 円 政務活動として使用した。
- 6.7月 $4,895 \times 31/61 = 2,487$ 円
(30日間後援会活動として使用し、31日間は政務活動として使用した。)
- 8.9月 4,895 円 政務活動として使用した。
- 10.11月 4,895 円 政務活動として使用した。
- 12.1月 $4,895 \times 55/62 = 4,342$ 円
(7日間後援会活動として使用し、55日間は政務活動として使用した。)

充当額 20,763 円

アパート名 コーポMS
室 番 101

領 収 証

令和 8 年 4 月 27 日
平成

当山 勝利 様

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額				¥	4	8	95

但し、R8年5月分水道料金として
上記の金額正に領収致しました

内 訳

月分家賃	円	日分
月分水道料	円	日分
月分共益費	円	日分
月分衛生費	円	日分
月分駐車料金	円	日分
敷金 ヶ月	円	
礼金 ヶ月	円	
仲介手数料	円	
火災保険料	円	
保証協会料	円	

収入印紙

うるま市
〒901-2132 浦添市伊祖
TEL (098) 876-1720
FAX (098) 876-1720

確 担	チエック	ハンコ
認 当		

水道料金 2.3月

充当割合 51/59 8日間後援会活動として
51日間政務活動として使用した。

充当額 4,231円

入金情報

物件名 コーポMS

部屋番号 101

入居者名 当山 勝利

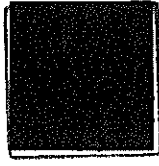
処理年 2025

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖2-16-15

うるま不動産

TEL 098-876-5553

FAX 098-876-1720



事務所費

請求月	家賃	共益費	駐車料	水道料	衛生費	事務手数料	その他	請求額	入金額	残高	入金日
4月	80,000	1,000				100		81,100	81,100		03/27
5月	80,000	1,000		4,144		100		85,244	85,244		04/28
6月	80,000	1,000				100		81,100	81,100		05/27
7月	80,000	1,000		4,144(4.5月)		100		85,244	85,244		06/27
8月	80,000	1,000				100		81,100	81,100		07/28
9月	80,000	1,000		4,895(6.7月)		100		85,995	85,995		08/27
10月	80,000	1,000				100		81,100	81,100		09/29
11月	80,000	1,000		4,895(8.9月)		100		85,995	85,995		10/27
12月	80,000	1,000				100		81,100	81,100		11/27
合 計	720,000	9,000		18,078		900		747,978	747,978		

物件名
コーポMS

部屋番号 101

入居者名 当山 勝利

处理年	2026
-----	------

干901-2132 津豐縣馬坊鎮馬坊村2-16-15

不動資産

TEL 098-876-5553

FAX 098-876-1720

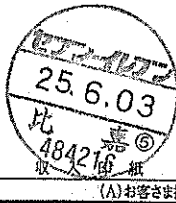
請求月	家賃	共益費	駐車料	水道料	衛生費	事務手数料	その他	請求額	入金額	残高	入金日
1月	80,000	1,000		4,895(10・11月)		100		85,995	85,995		12/29
2月	80,000	1,000			.	100		81,100	81,100		01/27
3月	80,000	1,000		4,895(12・1月)		100		85,995	85,995		02/27
4月					/						
5月				4,895(2・3月)							4/27
合 計	240,000	3,000		14,685		300		253,090	253,090		

費 所 務 事

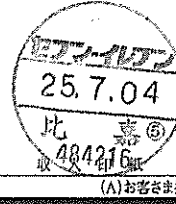
経費区分(事務所費)

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社	登録番号 T3360001008565
R 7年 4月分	料金算定期間 3月14日~ 4月13日 使用量 125kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
支払額	4 2 1 8
電気番号	30492- 115-1-8
契約種別	従量電灯
再掲 前課税等割増率(10%) 円	383
ご依頼人 当山 勝利 様	
ご使用場所 浦添市大平1丁目34-5	
コーポMS 101	
ご契約者 当山 勝利 様	
支払期日(上記参照)	R 7年 5月 14日
金融機関取扱期限日	R 7年 5月 23日まで
コンビニ等取扱期限日	R 7年 6月 3日まで
備考	日 附 印
	
収入印紙 (A)お客さま控	

充当割合 13/31 4月1日~4月13日の13日間を、
計上している。政務活動として
使用している。
充当額 1,768円

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社	登録番号 T3360001008565
R 7年 5月分	料金算定期間 4月14日~ 5月16日 使用量 175kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
支払額	6 3 5 7
電気番号	30492- 115-1-8
契約種別	従量電灯
再掲 前課税等割増率(10%) 円	577
ご依頼人 当山 勝利 様	
ご使用場所 浦添市大平1丁目34-5	
コーポMS 101	
ご契約者 当山 勝利 様	
支払期日(上記参照)	R 7年 6月 16日
金融機関取扱期限日	R 7年 6月 26日まで
コンビニ等取扱期限日	R 7年 7月 6日まで
備考	日 附 印
	
収入印紙 (A)お客さま控	

充当割合 全額 政務活動として
使用している。
充当額 6,357円

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社	登録番号 T3360001008565
R 7年 6月分	料金算定期間 5月17日~ 6月13日 使用量 170kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
支払額	6 1 0 2
電気番号	30492- 115-1-8
契約種別	従量電灯
再掲 前課税等割増率(10%) 円	554
ご依頼人 当山 勝利 様	
ご使用場所 浦添市大平1丁目34-5	
コーポMS 101	
ご契約者 当山 勝利 様	
支払期日(上記参照)	R 7年 7月 14日
金融機関取扱期限日	R 7年 7月 24日まで
コンビニ等取扱期限日	R 7年 8月 3日まで
備考	日 附 印
	
収入印紙 (A)お客さま控	

充当割合 全額 政務活動として
使用している
充当額 6,102円

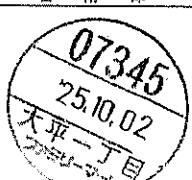
電気料金領収証	
沖縄電力株式会社	登録番号 T3360001008565
R 7年 7月分	料金算定期間 6月14日~ 7月13日 使用量 156kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
支払額	5 4 4 7
電気番号	30492- 115-1-8
契約種別	従量電灯
再掲 前課税等割増率(10%) 円	495
ご依頼人 当山 勝利 様	
ご使用場所 浦添市大平1丁目34-5	
コーポMS 101	
ご契約者 当山 勝利 様	
支払期日(上記参照)	R 7年 8月 13日
金融機関取扱期限日	R 7年 8月 22日まで
コンビニ等取扱期限日	R 7年 9月 2日まで
備考	日 附 印
	
収入印紙 (A)お客さま控	

充当割合 7/30 23日間(後援会活動として)
7日間(政務活動として)
使用している。
充当額 1,270円

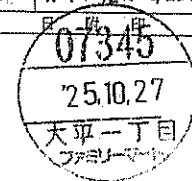
経費区分(事務所費)

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社	登録番号 T3360001008565
R 7年 8月分	料金算定期間 7月14日~ 8月14日 ご使用量 192kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
金額	6 2 9 2
電 気 番 号	30492- 115-1-8
ご契約種別	従量電灯
西暦 消費税等相当額(10%) 円	572
ご依頼人	当山 勝利 様
ご使用場所	浦添市大平1丁目34-5 コーポMS 101
ご契約者	当山 勝利 様
支払期日(上記参照)	R 7年 9月 16日
金融機関取扱期限日	R 7年 9月 26日まで
コンビニ等取扱期限日	R 7年 10月 6日まで
備 考	
	
収入印紙	
(A)お客様ご指定	

充当割合 25/32 7日間 は 後援会活動にて
25日間 は 政務活動にて
使用した。
充当額 4,915円

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社	登録番号 T3360001008565
R 7年 9月分	料金算定期間 8月15日~ 9月14日 ご使用量 132kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
金額	4 0 8 2
電 気 番 号	30492- 115-1-8
ご契約種別	従量電灯
西暦 消費税等相当額(10%) 円	371
ご依頼人	当山 勝利 様
ご使用場所	浦添市大平1丁目34-5 コーポMS 101
ご契約者	当山 勝利 様
支払期日(上記参照)	R 7年 10月 14日
金融機関取扱期限日	R 7年 10月 24日まで
コンビニ等取扱期限日	R 7年 11月 3日まで
備 考	
	
収入印紙	
(A)お客様ご指定	

充当割合 全額 政務活動にて
使用している。
充当額 4,082円

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社	登録番号 T3360001008565
R 7年 10月分	料金算定期間 9月13日~ 10月14日 ご使用量 142kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
金額	4 4 3 8
電 気 番 号	30492- 115-1-8
ご契約種別	従量電灯
西暦 消費税等相当額(10%) 円	403
ご依頼人	当山 勝利 様
ご使用場所	浦添市大平1丁目34-5 コーポMS 101
ご契約者	当山 勝利 様
支払期日(上記参照)	R 7年 11月 14日
金融機関取扱期限日	R 7年 11月 21日まで
コンビニ等取扱期限日	R 7年 12月 4日まで
備 考	
	
収入印紙	
(A)お客様ご指定	

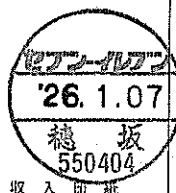
充当割合 全額 政務活動にて
使用している。
充当額 4,438円

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社	登録番号 T3360001008565
R 7年 11月分	料金算定期間 10月15日~ 11月14日 ご使用量 139kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
金額	4 6 1 9
電 気 番 号	30492- 115-1-8
ご契約種別	従量電灯
西暦 消費税等相当額(10%) 円	419
ご依頼人	当山 勝利 様
ご使用場所	浦添市大平1丁目34-5 コーポMS 101
ご契約者	当山 勝利 様
支払期日(上記参照)	R 7年 12月 15日
金融機関取扱期限日	R 7年 12月 25日まで
コンビニ等取扱期限日	R 8年 1月 4日まで
備 考	
	
収入印紙	
(A)お客様ご指定	

充当割合 全額 政務活動にて
使用している。
充当額 4,619円

経費区分(事務所費)

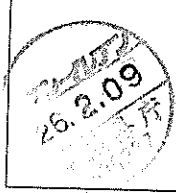
電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 12月分	料金算定期間 11月15日~12月14日	ご使用量 114kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 7 5 1	
振込先	支店 銀行 口座		
電気番号	30492- 115-1-8	別格種別	従量電灯
別格種別	従量電灯	別格種別等相対価(10%)円	341
ご依頼人	当山 勝利 様		
ご使用場所	浦添市大平1丁目34-5 コーボMS 101		
ご契約者	当山 勝利 様		
支払期日(上記参照)	R 8年 1月 14日		
金融機関取扱期限日	R 8年 1月 23日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 2月 3日まで		
備考	日 附 印		
			
収入印紙 (A)お客さま控			

領収証は、大切に保管してください。

充当割合 全額 政務活動として
使用している
充当額 3,751円

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 8年 1月分	料金算定期間 12月15日~1月14日	ご使用量 138kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	4 6 1 1	
振込先	支店 銀行 口座		
電気番号	30492- 115-1-8	別格種別	従量電灯
別格種別	従量電灯	別格種別等相対価(10%)円	419
ご依頼人	当山 勝利 様		
ご使用場所	浦添市大平1丁目34-5 コーボMS 101		
ご契約者	当山 勝利 様		
支払期日(上記参照)	R 8年 2月 18日		
金融機関取扱期限日	R 8年 2月 27日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 3月 10日まで		
備考	日 附 印		
			
収入印紙 (A)お客さま控			

領収証は、大切に保管してください。

充当割合 全額 政務活動として
使用している
充当額 4,611円

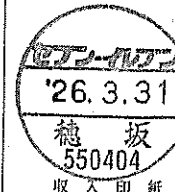
電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 8年 2月分	料金算定期間 1月15日~2月14日	ご使用量 153kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	4 4 7 2	
振込先	支店 銀行 口座		
電気番号	30492- 115-1-8	別格種別	従量電灯
別格種別	従量電灯	別格種別等相対価(10%)円	406
ご依頼人	当山 勝利 様		
ご使用場所	浦添市大平1丁目34-5 コーボMS 101		
ご契約者	当山 勝利 様		
支払期日(上記参照)	R 8年 3月 18日		
金融機関取扱期限日	R 8年 3月 27日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 4月 7日まで		
備考	日 附 印		
			
収入印紙 (A)お客さま控			

領収証は、大切に保管してください。

充当割合 13/28 15日間は後援会活動、
13日間は政務活動として
使用している
充当額 2,076円

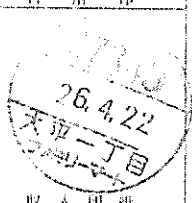
電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 8年 3月分	料金算定期間 2月15日~3月14日	ご使用量 106kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 0 6 3	
振込先	支店 銀行 口座		
電気番号	30492- 115-1-8	別格種別	従量電灯
別格種別	従量電灯	別格種別等相対価(10%)円	278
ご依頼人	当山 勝利 様		
ご使用場所	浦添市大平1丁目34-5 コーボMS 101		
ご契約者	当山 勝利 様		
支払期日(上記参照)	R 8年 4月 13日		
金融機関取扱期限日	R 8年 4月 23日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 5月 3日まで		
備考	日 附 印		
			
収入印紙 (A)お客さま控			

領収証は、大切に保管してください。

充当割合 全額 政務活動として
使用している
充当額 3,063円

経費区分(事務所費)

電気料金領収証									
沖縄電力株式会社					登録番号 T.340001000565				
R 8年 4月		料金決定期間 3月14日~ 4月13日			ご使用量 145 kWh				
金額	電	灯	料	金	他	電	料	金	合
								4694	
従量電灯					426				
当山 勝利 様 浦添市大平1丁目34-5 コーポMS 101 当山 勝利 様									
支払期日(上記参照)					R 8年 5月14日				
金 機 関 取 扱 期 限 日					R 8年 5月22日まで				
コンビニ等取扱期限日					R 8年 6月 3日まで				
備 考					日 用 印				
									
取 入 印 紙									
LAJお客様窓口									

充当割合: 18/31
政務活動用として使用している
3/14~31の18日間を経上
充当額 2,725円

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

事務費

[illegible]

電話料金・インターネット使用料

経費区分(事務費)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 4月ご請求分
金額(円)
¥6,834-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
07345
25.5.02
大平一丁目
ファミリーマート
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

4月
充当割合
全額
政務活動
として使用
している。
充当額
6,834円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 5月ご請求分
金額(円)
¥6,843-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
07345
25.6.03
大平一丁目
ファミリーマート
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

5月
充当割合
全額
政務活動
として使用
している。
充当額
6,843円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 6月ご請求分
金額(円)
¥6,834-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
07345
25.7.04
大平一丁目
ファミリーマート
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

6月
充当割合
20/30
10日間後援
会活動、
20日間政務
活動として
使用している。
充当額
4,556円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 7月ご請求分
金額(円)
¥6,843-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
07345
25.8.04
大平一丁目
ファミリーマート
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

7月
充当割合
11/31
20日間後
援会活動、
11日間政務
活動として
使用している。
充当額
2,428円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 8月ご請求分
金額(円)
¥6,844-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
07345
25.9.04
大平一丁目
ファミリーマート
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

8月
充当割合
全額
政務活動
として使用
している。
充当額
6,844円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 9月ご請求分
金額(円)
¥6,835-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
07345
25.10.02
大平一丁目
ファミリーマート
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

9月
充当割合
全額
政務活動
として使用
している。
充当額
6,835円

電話料金、インターネット料金

経費区分(事務費)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年10月ご請求分
金額(円)
¥6,835-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
07345
25.11.09
大平一丁目
ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

10月
充当割合
全額
政務活動
に使用
している。
充当額
6,835円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年11月ご請求分
金額(円)
¥6,835-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
25.12.02
総 坂
550404

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

11月
充当割合
全額
政務活動
に使用し
ている。
充当額
6,835円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年12月ご請求分
金額(円)
¥6,835-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
26.1.07
総 坂
550404

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

12月
充当割合
全額
政務活動
に使用
している。
充当額
6,835円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2026年1月ご請求分
金額(円)
¥6,835-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
26.2.09
総 坂
550404

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

1月
充当割合
24/31:
7日間
後援会活動
24日間政
務活動に
使用している。
充当額
5,291円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2026年2月ご請求分
金額(円)
¥6,834-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
26.3.05
総 坂
550404

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

2月
充当割合
20/28:
8日間
後援会活動
20日間
政務活動
に使用している。
充当額
4,881円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2026年3月ご請求分
金額(円)
¥6,834-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
26.3.31
総 坂
550404

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

3月
充当割合
全額
政務活動
に使用している。
充当額
6,834円

コピー機リース及びサウト料金

経費区分(事務費)

金 7 年 3 月 12 日

領 収 証

No 008945

当山 勝利 様

お客様コード

収 入
印 紙

領収金額 114,300 円也

経理検印	担 当 者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現 金	114,300	7月分 複合機リース料金
小切手		サウト料金として
手 形		内消費税10% ¥1,300
相 殺		(456) 3300
値 引		(1452④) 11,000

(株) 西 事

〒903-0117

沖縄県中頭郡西原町字

TEL (098) 946-4649

FAX (098) 945-3300

登録番号 T9360001006241

上記の通り領収致しました。

振込入金

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

7月分

充当割合 11/31

20日間後援会活動

11日間 政務活動として使用している

充当額 5,074円

コピー機レンタル及びカウンタ料金
充当割合 全額 政務活動として使用している。

経費区分(事務費)

令和7年9月15日

領 収 証

No 008968

当山 勝利 様

お客様コード

収 入
印 紙

領収金額

¥14,300 円也

経理検印	担当者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現金	14,300	8月分 複合機レンタル料原価
小切手		カウンタ料金として
手形		内消費税10% ¥1,300
相殺		(1636) 3300 振込入金
値引		(14520) 11,000

(株)西 事

〒903-0117

沖縄県中頭郡西原町字

TEL (098) 946-4649

FAX (098) 945-3300

登録番号 T9360001006241

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

8月 充当額 14,300円

令和7年10月13日

領 収 証

No 008986

当山 勝利 様

お客様コード

収 入
印 紙

領収金額

¥14,300 円也

経理検印	担当者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現金	14,300	9月分 複合機レンタル料原価
小切手		カウンタ料金として
手形		内消費税10% ¥1,300
相殺		(1636) 3300
値引		(14520) 11,000 振込入金

(株)西 事

〒903-0117

沖縄県中頭郡西原町字

TEL (098) 946-4649

FAX (098) 945-3300

登録番号 T9360001006241

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

9月 充当額 14,300円

コピー機レフィル及びカウンタ料金
充当割合 全額 政務活動として使用している。

経費区分(事務費)

令和
平成 7 年 11 月 12 日

領 収 証

No 009058

当山 勝利 様

お客様コード

収 入
印 紙

領収金額 14,300 円也

経理検印	担 当 者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現 金	14,300	10月分 複合機レフィル料金
小切手		カウンタ料金として
手 形		内消費税10% ¥1,300
相 殺		(1636) ¥300
値 引		(1452②) 1,000 繰 込 入 金

(株)西 事

〒903-0117

沖縄県中頭郡西原町字

TEL (098) 946-4649

FAX (098) 945-3300

登録番号 T9360001006241

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

10月 充当額 14,300円

令和
平成 7 年 12 月 4 日

領 収 証

No 009080

当山 勝利 様

お客様コード

収 入
印 紙

領収金額 14,300 円也

経理検印	担 当 者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現 金		11月分 複合機レフィル料金
小切手		カウンタ料金として
手 形		内消費税10% ¥1,300
相 殺		(1636) ¥300
値 引		(1452②) 1,000 繰 込 入 金

(株)西 事

〒903-0117

沖縄県中頭郡西原町字

TEL (098) 946-4649

FAX (098) 945-3300

登録番号 T9360001006241

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

11月 充当額 14,300円

コピー機、レターBOXカウトル料金

経費区分(事務費)

令和8年1月6日

領 収 証

No 009097

当山勝利様

お客様コード

収 入
印 紙

領収金額 14,300 円也

経理検印	担 当 者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現 金	14,300	12月分 複合機レター料及び カート料金として
小切手		
手 形		
相 殺		
値 引		
		内消費税10% ¥1,300 (1436) 3300 (14520) 11,000 繰込入金

(株)西 事

〒903-0117

沖縄県中頭郡西原町字

TEL (098) 946-4649

FAX (098) 945-3300

登録番号 T9360001006241

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

12月 充当割合金額 政務活動印として使用している。 充当額 14,300円

令和8年2月12日

領 収 証

No 009181

当山勝利様

お客様コード

収 入
印 紙

領収金額 14,300 円也

経理検印	担 当 者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現 金	14,300	1月分 複合機レター料及び カート料金として
小切手		
手 形		
相 殺		
値 引		
		内消費税10% ¥1,300 (1436) 3300 (14520) 11,000 繰込入金

(株)西 事

〒903-0117

沖縄県中頭郡西原町字

TEL (098) 946-4649

FAX (098) 945-3300

登録番号 T9360001006241

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

1月 充当割合 24/31 7日間後援会活動、24日間政務活動として

充当額 11,070円

コピー機レンタル及びカウトル料金

経費区分(事務費)

令和 8 年 3 月 11 日

領 収 証

No 009204

当山 勝利 様

お客様コード

収 入
印 紙

領収金額 14,300 円也

経理検印	担 当 者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現 金	14,300	2月分複合機にカウトル
小切手		カウトル料金として
手 形		内消費税10% 500
相 殺		(1636) 3300
値 引		(14500) 11,000 振込入金

(株) 西 事

〒903-0117

沖縄県中頭郡西原町字

TEL (098) 946-4649

FAX (098) 945-3300

登録番号 T9360001006241

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

2月 充当割合 20/28 8日間後援会活動、20日間政務活動として使用している。
充当額 10,214円

令和 8 年 4 月 11 日

領 収 証

No 009216

当山 勝利 様

お客様コード

収 入
印 紙

領収金額 14,300 円也

経理検印	担 当 者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現 金	14,300	内消費税10% 500
小切手		2月分複合機にカウトル
手 形		カウトル料金として
相 殺		(1636) 3300
値 引		(14500) 11,000

(株) 西 事

〒903-0117

沖縄県中頭郡西原町字

TEL (098) 946-4649

FAX (098) 945-3300

登録番号 T9360001006241

上記の通り領収致しました。

振込入金

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

3月 充当割合 全額政務活動として使用している。
充当額 14,300円

レンタル貸借契約書

貸主株式会社西事務機（以下、「甲」という。）と、借主 当山 勝利（以下、「乙」という。）は、以下の通り契約（以下、本契約という。）を締結する。

第1条 （目的）

本契約は、甲が、甲が所有する以下の目的物（以下、本目的物という）を乙に有償で貸与し、乙がこれを甲から借受けることを目的とする。

（目的物の表示）

品名	カラーデジタル複合機コピー・プリント・スキャン・FAX コニカミノルタ biz hub 25枚機
数量	1台
使用目的	下記事業所での業務使用

レンタル料金 月額 税込み ￥11,000 税抜き ￥10,000 （消費税10%）

第2条 （返還時期）

- 本契約の期間は、令和7年7月1日から 令和10年6月30日までとする。
- 前項の期間満了前においても、甲にその必要があるときは、事前に乙に予告することにより、本契約を継続又は解約することができる。
- 期間延長の場合、延長料金が発生致します。
- 期間満了で返却の場合でも支払い免除はございません。
- 用紙などの消耗品費は別途販売となります。

第3条 （目的外利用の禁止）

- 乙は、本目的物を第1条で定める使用目的でのみ使用することとし、それ以外の用途に使用してはならないものとする。
- 乙は、甲の承諾なく、本目的物を第三者に使用、収益させてはならない。

第4条 （善管注意義務）

乙は、常に善良なる管理者の注意義務をもち、その用方にしたがって本目的物を使用しなければならない。

第5条 （費用負担）

本契約期間における本件目的物の通常の必要費（修繕費及び補修費を含む）は、すべて乙が負担するものとする

第6条 （返還）

- 本契約が終了した場合、乙は、直ちに本目的物を原状に復して甲に返還するものとする。
- 本目的物の返還方法及び返還場所は、甲が別途指示する。

第7条 （損害賠償）

乙が、その責に帰すべき事由により本目的物を滅失又は毀損したときは、甲は直ちに、甲が被った損害の賠償を、乙に対して請求することができるものとする。

第8条（解除）

乙が、この契約に違反したときは、甲は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる

第9条（協議）

1. 本契約に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議の上これを定めるものとする。
2. 本契約について疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

本契約成立を証として本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、保管する事とする

カラーデジタル複合機はチャージシステム料金になります。				
請求単位	フルカラーコピー	カラープリント	モノカラー・2色カラー	モノクロ
最低料金/月	3000 円			
月間出力枚数	カウント単価			
1～	¥20.0	¥20.0	¥10.0	¥5.0

2025 年 6 月 25 日

(甲) 住 所 沖縄県中頭郡
西原町字翁長 869 番地

氏 名 株式会社西事務機
代表取締役社長 與那嶺栄信

(乙) 住 所 沖縄県
浦添市大平 1-34-5 コーポ MS101

氏 名 当山 勝利

